

伊賀市都市計画審議会答申（別紙）

No.	記載箇所	意見内容	意見理由
1	概要 p 4 ・ 主要な都市計画の決定方針 ・ 市街地開発事業に関わる方針	「土地利用の純化等により」という文言について、市町村の実情に応じて対応できるような文言に置き換えることが適切ではないか。	伊賀鉄道上野市駅周辺については、今後開発が進んでいくということではなく、混合的土地利用を行っていくことにより住み続けていくことが必要と考えられるため。
2	改定案 p 17 ・ 第3章-1- (1) イ	「地域住民の日常の消費需要に～」の文章を削除していただきたい。	用途地域の中でさらに特別用途を併用して大規模集客施設の立地を抑制するという記述があることから、既存の大規模集客施設の建替えについてでも抑制する目的があるように読み取れるため。
3	改定案 p 4 ・ 第1章-1- (2)	川上ダムについて、治水のみでなく利水についても記載していただきたい。	ダム建設は利水の観点もあるためこの文章ではその部分が不足している。
4	改定案 p 22 ・ 第3章-2- (2)	伊賀市は伊勢側とは界を異にし、大阪湾に対して水が流れていくことを記述していただきたい。	三重県は鈴鹿山脈で分断されており、伊賀市については大阪湾に河川が流れ込んでいる。関西圏とのつながりが強いが強い左記のことを記述していただきたい。
5	概要 p 4 ・ 主要な都市計画の決定方針 ・ 地域の特長に際して定めるべき事項	「隣接する滋賀県甲賀市」との記述があるが、三重県亀山市についても追加していただきたい。	いこが連携によるもの。滋賀県甲賀市、三重県亀山市との連携については重要なものであるため。

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)

最終改正:令和2年6月10日号外法律第43号

改正内容:令和2年6月10日号外法律第43号[令和2年9月7日]

○建築基準法

〔昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号〕

〔建設大臣署名〕

建築基準法をここに公布する。

建築基準法

目次

第一章 総則(第一条—第十八条の三)

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備(第十九条—第四十一条)

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第一節 総則(第四十一条の二—第四十二条)

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等(第四十三条—第四十七条)

第三節 建築物の用途(第四十八条—第五十一条)

第四節 建築物の敷地及び構造(第五十二条—第六十条)

第四節の二 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区及び特定用途誘導地区(第六十条の二—第六十条の三)

第五節 防火地域及び準防火地域(第六十一条—第六十六条)

第五節の二 特定防災街区整備地区(第六十七条・第六十七条の二)

第六節 景観地区(第六十八条)

第七節 地区計画等の区域(第六十八条の二—第六十八条の八)

第八節 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造(第六十八条の九)

第三章の二 型式適合認定等(第六十八条の十一—第六十八条の二十六)

第四章 建築協定(第六十九条—第七十七条)

第四章の二 指定建築基準適合判定資格者検定機関等

第一節 指定建築基準適合判定資格者検定機関(第七十七条の二—第七十七条の十七)

第一節の二 指定構造計算適合判定資格者検定機関(第七十七条の十七の二)

第二節 指定確認検査機関(第七十七条の十八—第七十七条の三十五)

第三節 指定構造計算適合性判定機関(第七十七条の三十五の二—第七十七条の三十五の二十一)

第四節 指定認定機関等(第七十七条の三十六—第七十七条の五十五)

第五節 指定性能評価機関等(第七十七条の五十六—第七十七条の五十七)

第四章の三 建築基準適合判定資格者等の登録

第一節 建築基準適合判定資格者の登録(第七十七条の五十八—第七十七条の六十五)

第二節 構造計算適合判定資格者の登録(第七十七条の六十六)

第五章 建築審査会(第七十八条—第八十三条)

第六章 雑則(第八十四条—第九十七条の六)

第七章 罰則(第九十八条—第一百七条)

附則

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合に於ては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。